

【幹事会での意見】

幹事会での発言要旨			修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興					
発言者	項目	内容			資料 頁数	編	章	節	節名	項目名
1 奈良県消防協会	広域防災拠点 について	<p>・南海トラフ地震が発生した場合、30万人を超える死者や太平洋沿岸地域にある三重県、和歌山県などは、津波により甚大な被害が発生すると予測される。</p> <p>・五條市は紀伊半島の中心で、京奈和自動車道や国道168号等により、和歌山県や三重県へのアクセスが良好な位置にある。五條市に設置予定の広域防災拠点は、この利点を活かし、奈良県だけでなく、紀伊半島全体を支援する拠点と位置づけて巨大地震に備えるためにも一刻も早い整備をお願いする。</p> <p>・また、紀伊半島沿岸部の津波被害や崖崩れによる道路遮断の影響も考慮し、ヘリポート機能の大幅な拡大など空路による輸送支援の充実も検討していただきたい。</p>	<p>地震編 第5章 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画 第12節 支援・受援体制の整備 第4 大規模広域防災拠点の整備</p> <p><u>本県の被害が軽微である場合、被害の甚大な近隣府県への支援を行うためにも、被災地支援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の県南部(五條市)への誘致活動を進める。</u></p> <p><u>また、備蓄庫・給油所等を備え、空路での大量の人員の移動及び物資の輸送により近隣府県を迅速に支援できる大規模広域防災拠点の整備を図る。加えて、大規模広域防災拠点を活用した救援部隊の移動や物資の輸送及び避難者の受け入れなど他県への広域支援のあり方について検討する。</u></p>	①	643	地震	5	12	支援・受援体制の整備	第4 大規模広域防災拠点の整備
		<p>※参考 第2回奈良県地域防災計画検討委員会での意見 (参考資料1 奈良県地域防災計画検討委員会における検討結果 P.4)</p> <p>(牧委員)</p> <p>・「五條市に建設予定の奈良県広域防災拠点の活用」の項目について、南海トラフ地震を考えると、京奈和道もあり、また五條市から南の和歌山や三重にも行けるといふ立地は、非常に有効。国からの補助があってもおかしくはないが、南海トラフ地震の対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として位置づけることが重要。</p>	<p>地震編 第5章 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画 第13節 広域避難対策 第1 広域避難者の受け入れ体制の整備</p> <p>市町村及び県は、本県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。このため、市町村と連携して支援体制の構築を図ることとし、南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受け入れるための体制整備を市町村と連携して進める。</p> <p><u>避難に際して、多数の避難者を迅速に移動させる必要があるため、空路での大量移送力を備えた広域防災拠点の整備を図る。</u></p> <p>また、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定して、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。</p>	②	644	地震	5	13	広域避難対策	第1 広域避難者の受け入れ体制の整備

幹事会での発言要旨			修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興					
発言者	項目	内容			資料 頁数	編	章	節	節名	項目名
2 奈良県看護協会	医療体制の整備	D-MATは記載されていますが、私も阪神淡路大震災や東日本大震災で現地に行かせていただいた経験があり、たとえばJ-RAT、J-MAT、J-COM、日赤等、非常に多くの災害対策に関連したチームがありますので、その体制のことも記載いただきたい。	<p>医療政策部は、現計画の修正にあたり、平成29年7月5日付け厚生労働省通知(「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」)をふまえ、保健医療活動チーム(DMAT、医療救護班、DPAT、DHEAT等)の総合調整を行う保健医療調整本部(現計画：医療救護本部)を県災害対策本部内に設置することとしています。</p> <p>《修正案》 水害・土砂災害等編 第3章 災害応急対策計画 第18節 保健医療活動計画 地震編 第3章 災害応急対策計画 第24編 保健医療活動計画 第1 保健医療活動 2 県(保健医療調整本部) (1) 県医療政策部長は、<u>災害対策本部が設置されるとき及び被災状況に応じて必要と認めるときは、保健医療調整本部(本部長：県医療政策部長)を設置する。また、保健医療調整本部の設置に伴い、県保健所に保健所保健医療対策本部(本部長：県保健所長)を設置する。</u> (3) 保健医療調整本部は、<u>保健所保健医療対策本部と連携し、県内の医療機関等の被災状況及び保健医療ニーズを把握し、必要に応じて医療機関に対し人的・物的支援を行うほか、DMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、医療救護班、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)等の保健医療活動チームの派遣調整、国、近隣府県をはじめとする他公共団体及び日本赤十字社等に対する保健医療活動チームの派遣要請、並びに関連法令等に基づく所要の指揮調整など、県内の保健医療活動の実施及び調整を行う。</u> (4) 保健医療調整本部は、<u>国、他都道府県等公共団体、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、日本赤十字社奈良県支部等との間で受援・救護体制に関する調整を行うとともに、災害対策本部を通じ自衛隊、消防機関等との間で要救護者、要支援医療機関等に関する搬送・移送等にかかる調整を実施する。</u> (5) 保健医療調整本部は、<u>保健所保健医療対策本部及び奈良市保健所と連携し、災害により失われた保健医療提供体制の復旧と再開に向けた調整及び計画的な支援を行う。</u></p>	③	414	水害	3	18	保健医療活動計画	第1 保健医療活動
					地震	3	24	保健医療活動計画	第1 保健医療活動	

幹事会での発言及び修正案(たたき台)への意見による修正

(修正案への意見)

意見要旨			修正内容 (下線箇所は現計画からの修正案)	修正箇所	通し 番号	修正箇所 (注1) 資料頁数は、参考資料2(6分冊)の頁数(飛び番を含んで連番) (注2)第1章・総則、第2章・予防、第3章・応急、第4章・復旧・復興				
意見者	項目	内容				資料 頁数	編	章	節	節名
3 奈良運輸支局	第2災害対策本部	・過去の災害を見ておきますと、災害対策本部そのものが倒壊したり被災したケースがあります。できるだけ早い段階に第2災害対策本部設置の具体的な内容の明記が必要と思います。	<p>今回、下記のとおり修正したので、早期に設置について進めていきたいと考えています。</p> <p>第1 県の活動体制 1 県庁舎等の機能強化 災害応急対策活動に使用する県庁舎等の県有施設については、耐震化を早急に進め、設備、備品等の転倒・落下防止対策を早急に講じる。また、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。 <u>あわせて、県庁舎が被災した場合に備えて、第2災害対策本部の設置について検討する。</u></p>	④	162	水害	2	16	防災体制の整備計画	第1 県の活動体制 1 県庁舎等の機能強化
						地震	2	22	防災体制の整備計画	第1 県の活動体制 1 県庁舎等の機能強化
4 日本赤十字社 奈良県支部	受援マニュアルへのリエゾン追加	・受援リエゾンの災害派遣チームに「日赤災害医療コーディネートチーム」を加えていただきたい。 (参考資料3-1 「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」P4)	<p>ご意見のとおり、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」へ追加しました。</p> <p>(P . 4 受援リエゾンの災害派遣チームに、受援リエゾン(派遣元)に「日本赤十字社(災害派遣コーディネートチーム)」、業務対応課に「医療政策部企画管理室」を追加)</p>	⑤	/					